

令和8年8月6日

長野地方最低賃金審議会
会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長 山本 恭子

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月3日付け長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず、別紙3の公益委員見解を基に別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額998円）は令和6年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会の総意として、別紙4のとおり、政府に対して、強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	昆 万佑子
	広瀬 純夫
	山本 恭子
労働者代表委員	風間 拓也
	齋藤 政彦
	竹村 進
使用者代表委員	聲山 典生
	鈴木 幸一
	中村 正人

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年10月 2 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 998 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,335円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 箇月換算額

$$998 \text{ 円（長野県最低賃金）} \times 173.8 \text{（一箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（※可処分所得の総所得に対する比率）} = 142,925 \text{ 円}$$

※令和 8 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配布

資料で示された比率

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

- 1 長野県の経済情勢は、日銀松本支店が7月1日に発表した企業短期経済観測調査によると、業況判断D.I.（全産業）はプラス10で企業の業況感は「横ばいとなっている。」としている。また、財務省関東財務局が4月22日に発表した管内経済情勢報告によると、長野県の総括判断は「県内経済は、持ち直している」としており、一般社団法人長野経済研究所が7月17日に発表した最近の長野県経済の動向（月例調査）によると、長野県内景気は「生産面を中心に底入れの兆しがみられる」としている。一方、6月2日に長野県産業労働部産業政策課が発表した中東情勢等を踏まえた県内事業者への影響に関するアンケート（速報）概要によると、中東情勢悪化による事業活動への影響（企業形態別）として、全業種では「大きく・少し影響を受けている（69.3%）」、「今後影響を受ける可能性がある（18.3%）」としている。

県庁所在地たる長野市の消費者物価は、長野県企画振興部総合政策課統計室統計第二係が7月24日に発表した長野市の消費者物価指数—2020年基準—によると、「総合指数は、2020年（令和2年）を100として114.9となり、前月比は同水準でした。また、前年同月比は1.5%上昇し、58か月連続で前年同月を上回りました。」としている。

賃金改定状況調査結果第4表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の令和8年のBランクの賃金上昇率は3.4%と、令和7年の2.9%から0.5ポイント上昇している。また、長野県労働雇用課調査情報係が7月24日に発表した令和8年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果（最終報）によると、「平均妥結額は11,445円で、前年同期と比べ金額で1,025円増加し、平均賃上率は4.08%で、前年同期を0.25ポイント上回りました。」としている。

雇用情勢としては、直近の令和8年6月の有効求人倍率（季節調整値）は1.28倍（全国15位）となっており、「雇用情勢は、堅調に推移している。ただし、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」としている。

- 2 こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の長野県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張を鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額には隔たりがあったものの、それぞれの

考え方は十分理解できるものである

- 3 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、最低賃金法第9条第2項の3要素に留意し、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」を参酌した上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめたものであり、当審議会としても尊重すべきものとする。
- 4 今年度の引上げ額の目安は、Aランクで54円、Bランク・Cランクで56円となり、これは、時間額表示となった平成14年度以降で2番目に高いものであり、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。
- 5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数など労働者の生計費、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率など賃金、国内企業物価指数など通常の賃金支払能力等を総合的に勘案し、1,117円で改定すべきものとする。
- 6 発効日については、最低賃金制度の趣旨に鑑みつつ、法定発効の令和8年10月2日とすべきものとする。
- 7 以上のことから公益委員としては、現行の長野県最低賃金の時間額1,061円を56円引上げて「1,117円」とし、発効日は法定発効の令和8年10月2日とするのが相当であることを見解として提示する。

公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。
- 8 なお、当部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などB to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。
- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定3要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などB to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。
- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定3要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。